

# 第1部 総論

第1章 計画策定の背景と趣旨

第2章 計画の考え方

# 第1章 計画策定の背景と趣旨

## 1 策定の背景と趣旨

わが国の介護保険制度は、創設されてから20年が経ちました。介護サービス利用者や介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。全国的にも高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。

西東京市においても、総人口の伸びが鈍化する中で、高齢者の人口は緩やかに増加を続け、特に、高齢者単独世帯数の増加が進んでいきます。一方、生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者を取り巻く環境が大きく変化していくことが現実視されています。

平成30年度（2018年度）からの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）では、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）の超高齢社会の姿を念頭に、長期的な視点に立って「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」について取組を進めてきました。

第7期計画期間中に発生した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民にも大きな影響を及ぼしました。

市では、外出を控えること等によりフレイル状態になる可能性が危惧されることから、75歳以上の高齢者にフレイル予防グッズの配付を行い、動画やチラシでフレイル予防を周知する等の取組を行いました。

また、全国的にマスクや消毒液等の資材確保が困難となったため、事業所等に対しマスクや消毒液等の配付を行いました。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら事業を継続している介護事業所等に対して費用の一部の補助を行うなど、高齢者福祉体制の維持、継続を図ってきました。

今後は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えたサービス基盤整備や地域共生社会の実現、介護予防・フレイル予防や地域づくりの推進、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の充実、地域包括ケアシステムを支える人材確保、災害や感染症対策などが必要となっています。

「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」は、これらのことを踏まえながら、第7期計画での取組や実績を発展的に継続させることとし、「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市～みんなで支え合うまちづくり～」を基本理念とし、市が目指す姿や具体的に取り組む施策を明らかにすることを目的として策定します。

## 2 計画の位置付け、計画期間

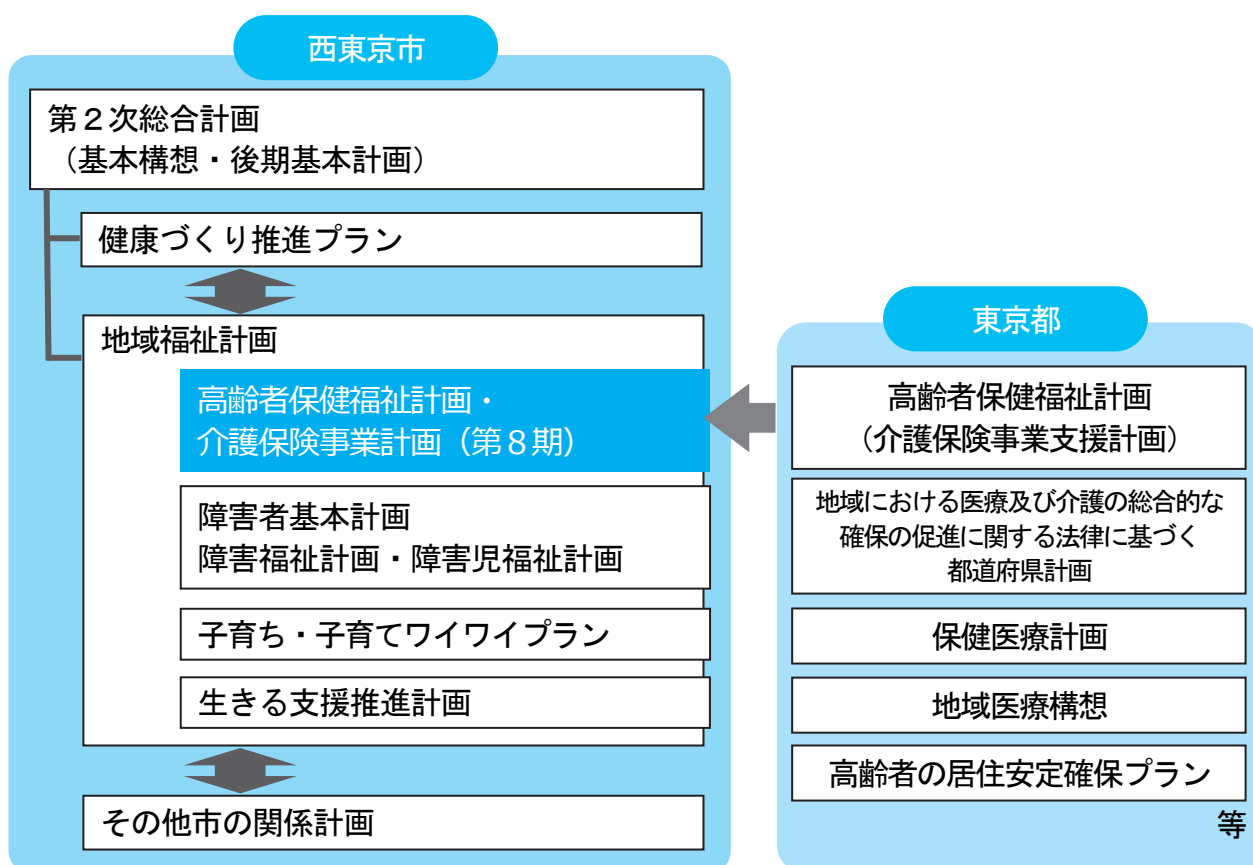
### (1) 計画の位置付け

市町村は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を策定することとされています。

「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」は、高齢者の福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定するものです。

本計画は、第2次総合計画（基本構想・後期基本計画）や地域福祉計画を上位計画とし、高齢者施策に関する個別計画として位置付けられるとともに、その他市の関係計画、東京都の各種高齢者関連計画等と連携しています。

なお、上位計画である地域福祉計画は、健康づくり推進プランと相互に調和を図りながら、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画だけでなく、障害者基本計画、子育て・子育てワイワイプラン、生きる支援推進計画など各種保健福祉計画を横断的につなぎ、健康福祉施策を推進する役割を担っています。



### (2) 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）を初年度として令和5年度（2023年度）を目標年度とする3か年です。計画最終年度の令和5年度（2023年度）に見直しを行い、令和6年度（2024年度）を初年度とする第9期計画を策定する予定です。

### 3 計画策定の方法

#### (1) 高齢者保健福祉計画検討委員会と介護保険運営協議会の設置

本計画の策定に当たっては、高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会において協議・検討を行いました。委員会及び協議会は、学識経験者や市内の関連団体の代表、市民等で構成され、各立場の意見を反映しています。

また、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が一体的な計画となるよう、高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会を構成する全ての委員を兼任としました。

#### (2) 市民意向等の把握

市民や事業者等の実態や意向等を踏まえた計画とするために、令和元年度（2019年度）に市民や事業者に対して11種類のアンケート調査を実施しました。

調査種別	対象者	対象者数	有効回収数 (有効回収率)
①高齢者一般調査	市内の介護保険第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く）	2,400人	1,738 (72.4%)
②若年者調査	市内在住の55歳～64歳の人（要支援・要介護認定者を除く）	1,500人	855 (57.0%)
③介護保険在宅サービス利用者調査	要支援・要介護認定者のうち、介護保険居宅サービスを利用している人	1,000人	529 (52.9%)
④介護保険施設・居住系サービス利用者調査	要支援・要介護認定者のうち、介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム等に入所している人	500人	169 (33.8%)
⑤介護保険サービス未利用者調査	要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用していない人	300人	172 (57.3%)
⑥介護保険サービス事業者調査	西東京市内の介護保険関連施設・事業所及び市内地域包括支援センター	261事業所	156 (59.8%)
⑦介護支援専門員調査	西東京市内の介護保険関連事業所に所属する介護支援専門員	120人	89 (74.2%)
⑧在宅医療と介護に関する調査	市内在住の40歳以上の要介護認定者のうち、令和元年（2019年）8月に介護保険の訪問看護を利用している人	300人	148 (49.3%)
⑨介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	他調査の対象となっていない、市内在住の65歳以上の人のうち、要介護1～5以外の人	2,400人	1,764 (73.5%)
⑩医療機関調査	市内の医療機関（病院、一般診療所、歯科診療所、薬局等）	344事業所	176 (51.2%)
⑪在宅介護実態調査	市内の在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている人のうち、令和元年（2019年）10月から令和元年（2019年）12月に更新申請・区分変更申請に伴う認定結果を受けた人	882人	471 (53.4%)

注 ①、②、③、④、⑤、⑧、⑨は無作為抽出で実施

### (3) 地域包括支援センター別ヒアリング

市内の地域包括支援センターに対して、これまでの活動の状況や課題、地域の特性分析、アンケート調査結果からの気付き、担当地域での事例の検討や今後取組が必要と思うこと等を伺い、計画策定に生かすため、令和2年(2020年)7月にヒアリングを実施しました。

### (4) グループインタビュー

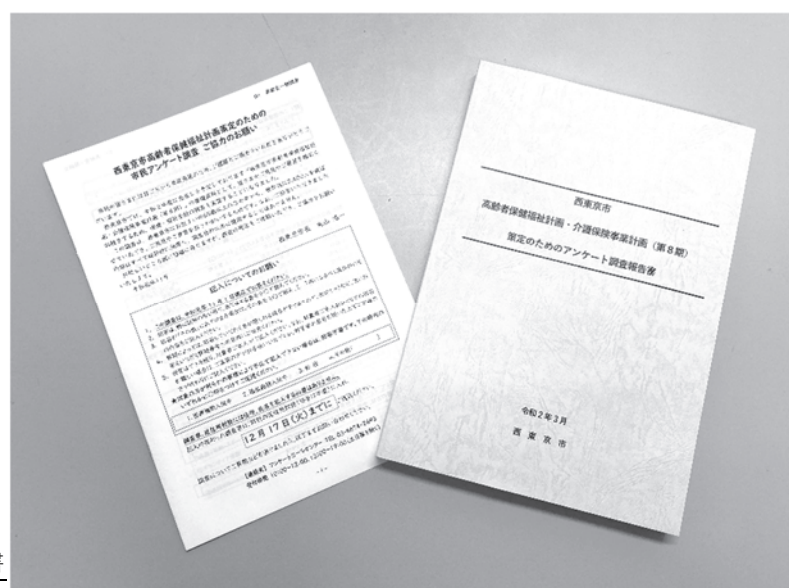
市内で活動しているNPO、地域活動団体、事業者等に対して、これまでの活動の状況や課題、アンケート調査結果からの気付き、今後取り組みたい活動等について伺い、計画策定に生かすため、令和2年(2020年)7月にグループインタビューを実施しました。

「健康づくりや生きがい支援に関する活動を行っている団体」、「高齢者の外出や移動支援に関連する団体」、「認知症高齢者と家族に対する支援を行っている団体」、「高齢者の在宅での生活を支える団体」、「高齢期の住まいを支える団体」という5つのテーマを設け、1つのテーマにつき3～4団体に御協力いただきました。

### (5) パブリックコメント

計画素案に対し、市民の皆様から幅広い御意見を聴取するため、令和2年(2020年)12月から令和3年(2021年)1月にかけてパブリックコメントを実施しました。

なお、同時期に予定していた市民説明会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とし、市民説明会に代えて、市ホームページに計画素案の概要の動画を掲載しました。



アンケート調査票と調査報告書

## 4 圏域の設定

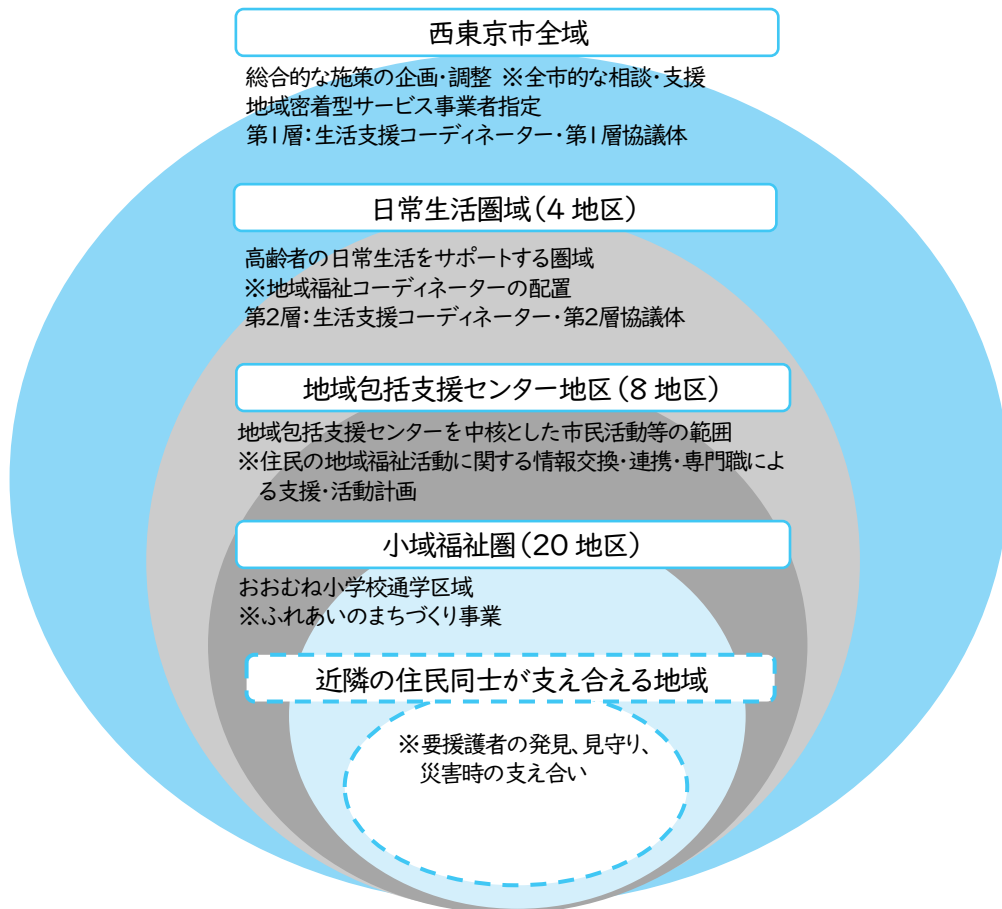
西東京市では、福祉サービスの提供や支え合い活動の取組や仕組みづくりを効果的に展開していくために、4層の圏域（市全域、日常生活圏域（4地区）、地域包括支援センター地区（8地区）、小域福祉圏（20地区））を設定しています。

日常生活圏域は、身近な地域に様々なサービス拠点を整備し、たとえ介護を必要とする状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービス基盤の整備を進めるために取り入れられた考え方です。

西東京市では、第3期介護保険事業計画から日常生活圏域として、面積及び人口、行政区域、社会資源の配置や鉄道などの交通事情などを総合的に勘案して、一定規模を有する4地区（北東部、中部、西部、南部）を設定し、各圏域の特色、実情に応じた多様で柔軟なサービスを提供しています。

第8期計画においても、引き続き住み慣れた地域で安心して生活できるよう、サービス基盤の整備に努めます。

### ■西東京市の圏域設定の考え方



地域包括支援センター地区（8地区）や、小域福祉圏（20地区）では、近隣の住民同士が支え合える地域の構築を目指すとともに、それぞれの圏域に応じた相談、支援、支え合い活動の仕組みづくりを進めます。

■西東京市の日常生活圏域



圏域	人口	65歳以上人口	高齢化率	要介護認定者数
北東部圏域	50,435人	10,941人	21.7%	2,268人
中部圏域	47,042人	11,920人	25.3%	2,427人
西部圏域	55,460人	13,324人	24.0%	2,459人
南部圏域	52,970人	12,998人	24.5%	2,550人

注1 令和2年(2020年)10月1日現在

注2 要介護認定者数には、第2号被保険者及び住所地利権者を含まない。

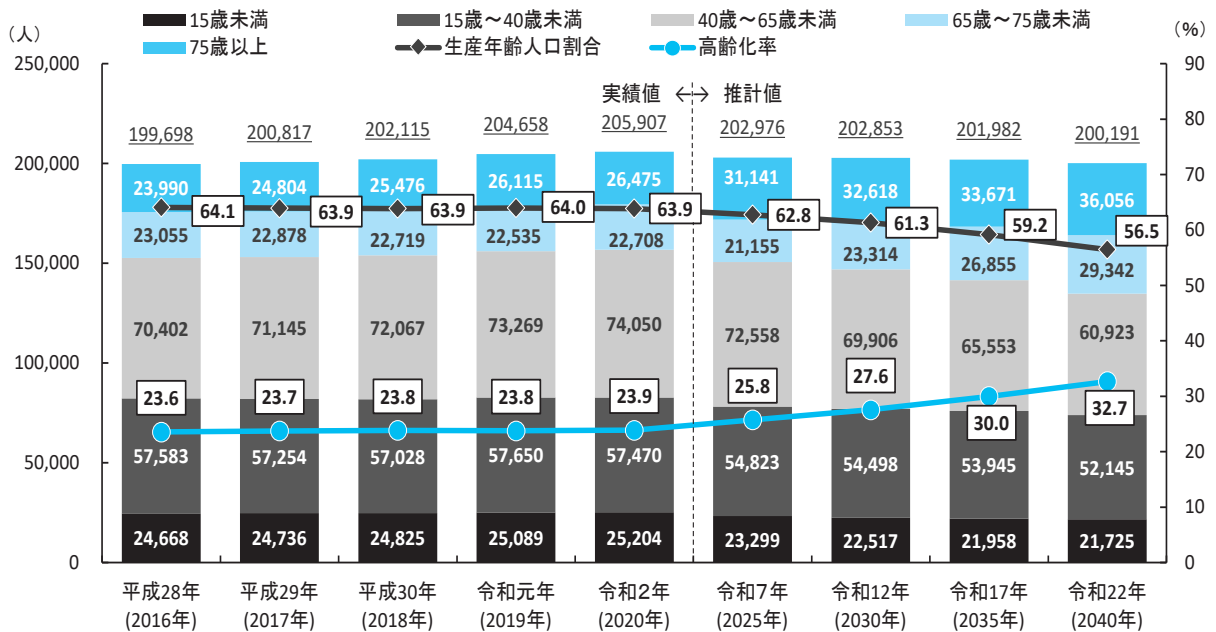
## 5 西東京市の現状

### (1) 人口、高齢者人口

西東京市の令和2年（2020年）10月1日現在の総人口は205,907人です。65歳以上の高齢者人口は49,183人であり、高齢化率は23.9%となっています。また、高齢者のうち75歳以上は53.8%を占めています。

総人口は、今後減少していく見込みです。一方で、高齢者人口は、令和7年（2025年）に52,296人、令和22年（2040年）に65,398人になると推計され、高齢化率は令和7年（2025年）に25.8%、令和22年（2040年）には32.7%と増加する一方、生産年齢人口割合は令和7年（2025年）の62.8%から令和22年（2040年）には56.5%と減少していく見込みです。

■西東京市の人口推移（グラフ）



（出典）【令和2年（2020年）以前】西東京市「西東京市住民基本台帳」（外国人を含む）、【令和7年（2025年）以降】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年（2018年）推計）を基に作成（各年10月1日現在）

■西東京市の人口推移（表）

（単位：人）

区分	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口	199,698	200,817	202,115	204,658	205,907	202,976	202,853	201,982	200,191
0～39歳	82,251	81,990	81,853	82,739	82,674	78,122	77,015	75,903	73,870
40～64歳	70,402	71,145	72,067	73,269	74,050	72,558	69,906	65,553	60,923
65歳以上	47,045	47,682	48,195	48,650	49,183	52,296	55,932	60,526	65,398
（うち75歳以上）	23,990	24,804	25,476	26,115	26,475	31,141	32,618	33,671	36,056
高齢化率	23.6%	23.7%	23.8%	23.8%	23.9%	25.8%	27.6%	30.0%	32.7%
高齢者のうち、 75歳以上の割合	51.0%	52.0%	52.9%	53.7%	53.8%	59.5%	58.3%	55.6%	55.1%

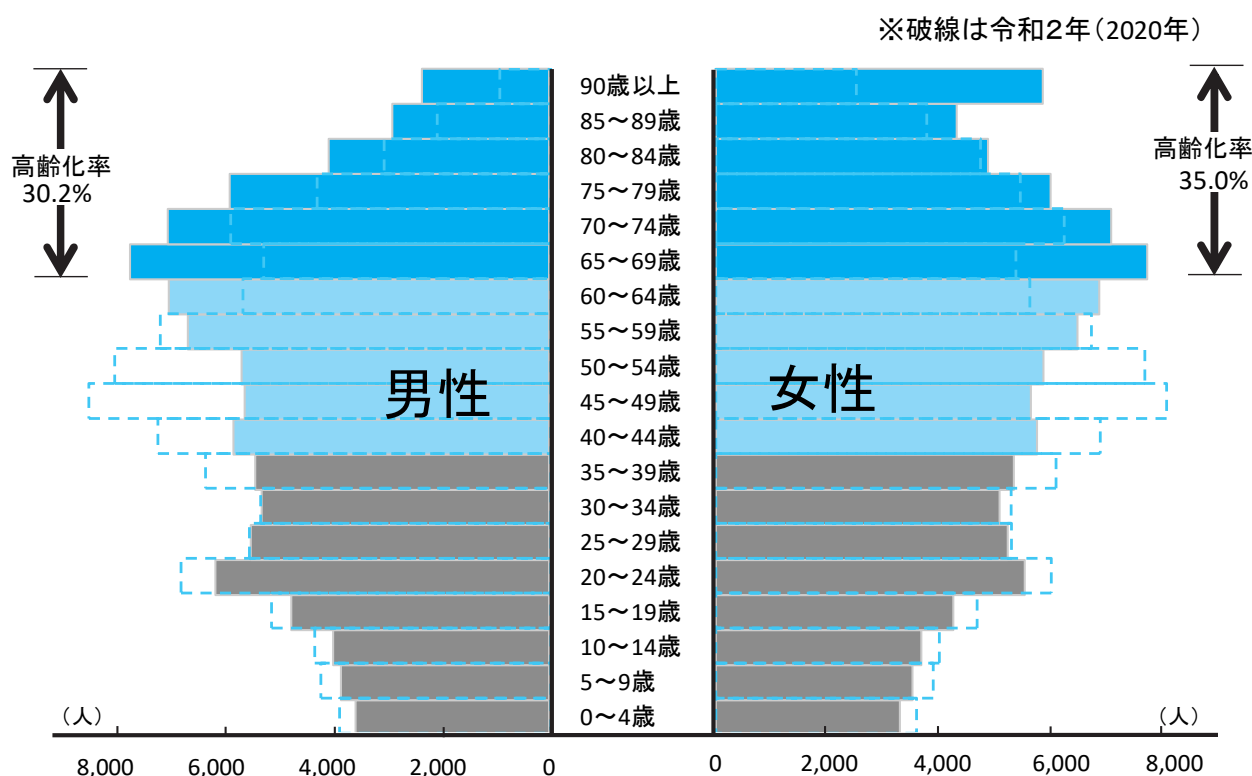
（出典）【令和2年（2020年）以前】西東京市「西東京市住民基本台帳」（外国人を含む）、【令和7年（2025年）以降】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年（2018年）推計）を基に作成（各年10月1日現在）



## (2) 人口ピラミッド

西東京市の令和22年(2040年)の人口構成を年齢5歳階級別に見ると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上に達し、男女ともに65～69歳の階層が最も多くなっています。90歳以上では女性が男性を倍以上も上回ると予想されます。令和2年(2020年)との比較では、男女ともに55～59歳以下の階層の減少、60～64歳以上の階層の増加が見られます。特に、90歳以上の階層の増加が著しいことが見込まれます。

■西東京市の将来人口ピラミッド・令和22年(2040年)

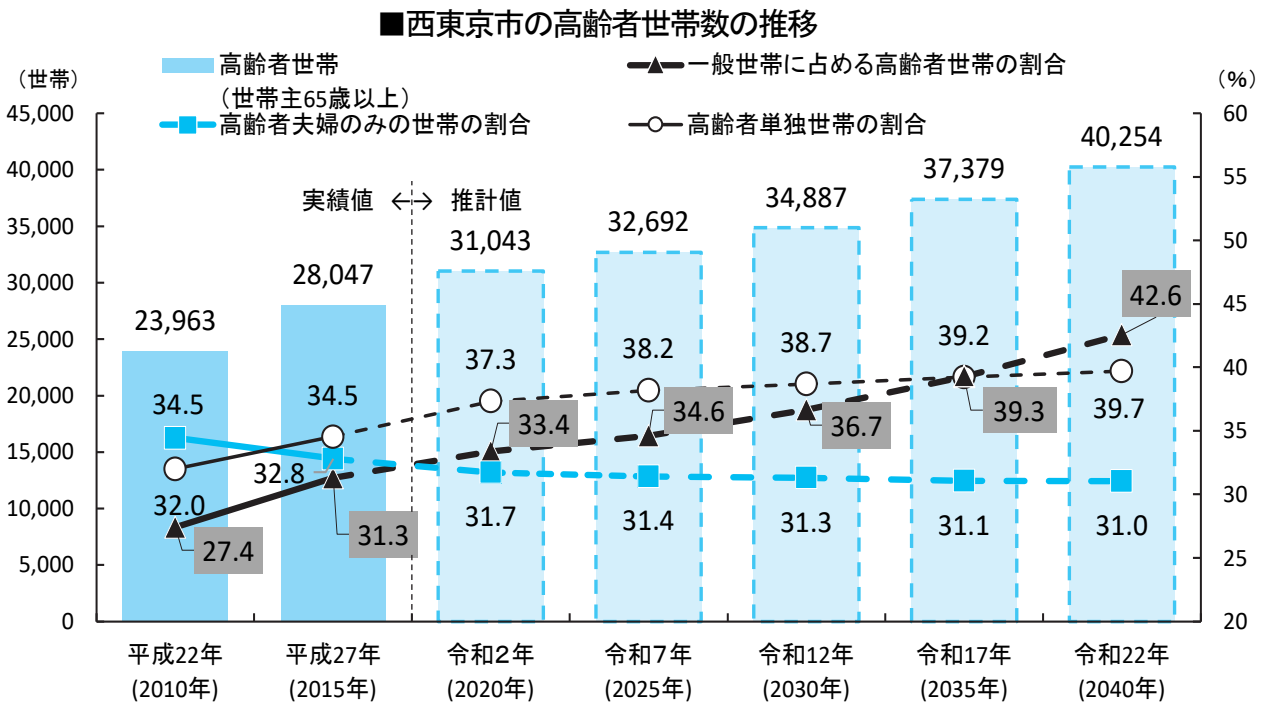


(出典)【令和2年(2020年)】西東京市「西東京市住民基本台帳」(外国人を含む)、【令和22年(2040年)】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年(2018年)推計)を基に作成(各年10月1日現在)

### (3) 高齢者世帯

平成 27 年（2015 年）国勢調査結果によれば、世帯主が 65 歳以上の高齢者世帯の数は、平成 27 年（2015 年）には 28,047 世帯で、総世帯数の 31.3%を占めています。このうち、高齢者単独世帯数は 9,690 世帯、高齢者夫婦のみの世帯数は 9,203 世帯、その他の高齢者世帯数は 9,154 世帯となっています。

今後の推移として、高齢者世帯数の増加とともに、一般世帯に占める 65 歳以上が世帯主の高齢者世帯の割合は、令和 2 年（2020 年）の 33.4%から、令和 22 年（2040 年）には 42.6%へと大きく増加することが見込まれます。さらに、高齢者のいる世帯のうち単独世帯の占める割合は、令和 2 年（2020 年）の 37.3%から、令和 22 年（2040 年）には 39.7%になると予想されます。



区分	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	
総世帯数	87,351	89,605	93,001	94,433	95,173	95,221	94,581	
高齢者世帯 総数	23,963 (27.4%)	28,047 (31.3%)	31,043 (33.4%)	32,692 (34.6%)	34,887 (36.7%)	37,379 (39.3%)	40,254 (42.6%)	
高齢者世帯の内訳	単独世帯	7,673 (32.0%)	9,690 (34.5%)	11,588 (37.3%)	12,486 (38.2%)	13,494 (38.7%)	14,661 (39.2%)	15,979 (39.7%)
	夫婦のみの世帯	8,257 (34.5%)	9,203 (32.8%)	9,851 (31.7%)	10,267 (31.4%)	10,926 (31.3%)	11,612 (31.1%)	12,495 (31.0%)
	その他の世帯	8,033 (33.5%)	9,154 (32.6%)	9,604 (30.9%)	9,939 (30.4%)	10,467 (30.0%)	11,106 (29.7%)	11,780 (29.3%)

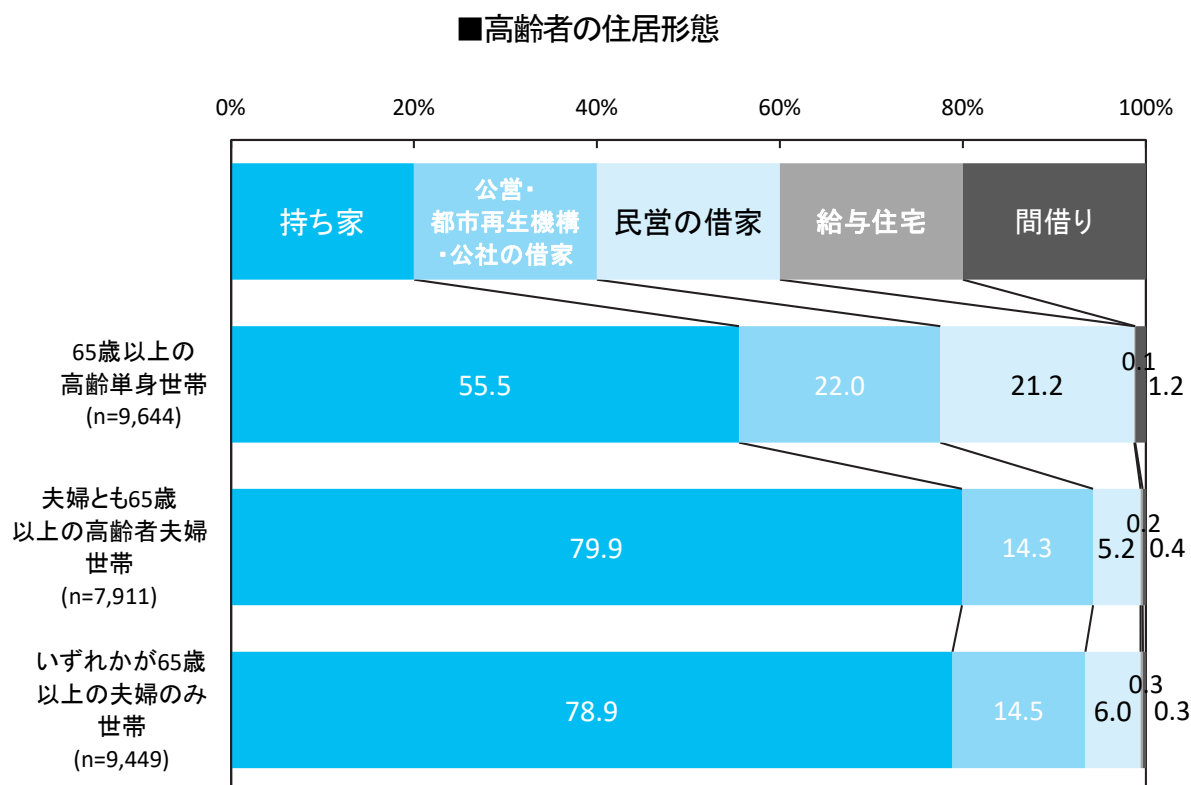
注 構成比について、「高齢者世帯」は一般世帯数に占める割合、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「その他の世帯」は「高齢者世帯」に占める割合(割合は四捨五入して算出しているため、構成比合計が100%にならないことがある)

(出典)【平成 27 年(2015 年)以前】総務省「平成 27 年国勢調査結果」(各年 10 月 1 日現在)、【令和 2 年(2020 年)以降推計値】東京都「東京都世帯数の予測」(平成 31 年(2019 年)3 月)を基に作成

## (4) 高齢者の住まい

高齢者の住居形態は、いずれも「持ち家」比率が高く半数以上を占めています。

世帯のタイプ別に見ると、高齢者夫婦世帯、いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯では「持ち家」が多く、それぞれ約80%を占めているのに対し、高齢単身世帯では、「公営・都市再生機構・公社の借家」、「民営の借家」といった借家住まいの世帯も半数近くを占めています。



(出典) 総務省「平成27年国勢調査結果」(平成27年(2015年)10月1日現在)を基に作成

## (5) 認知症高齢者

国調査では、介護が必要となった主な原因として、第1位に認知症が挙げられています。後述する今後の認知症高齢者数の増加を踏まえた対応が必要です。

■介護が必要となった主な原因（上位3位）

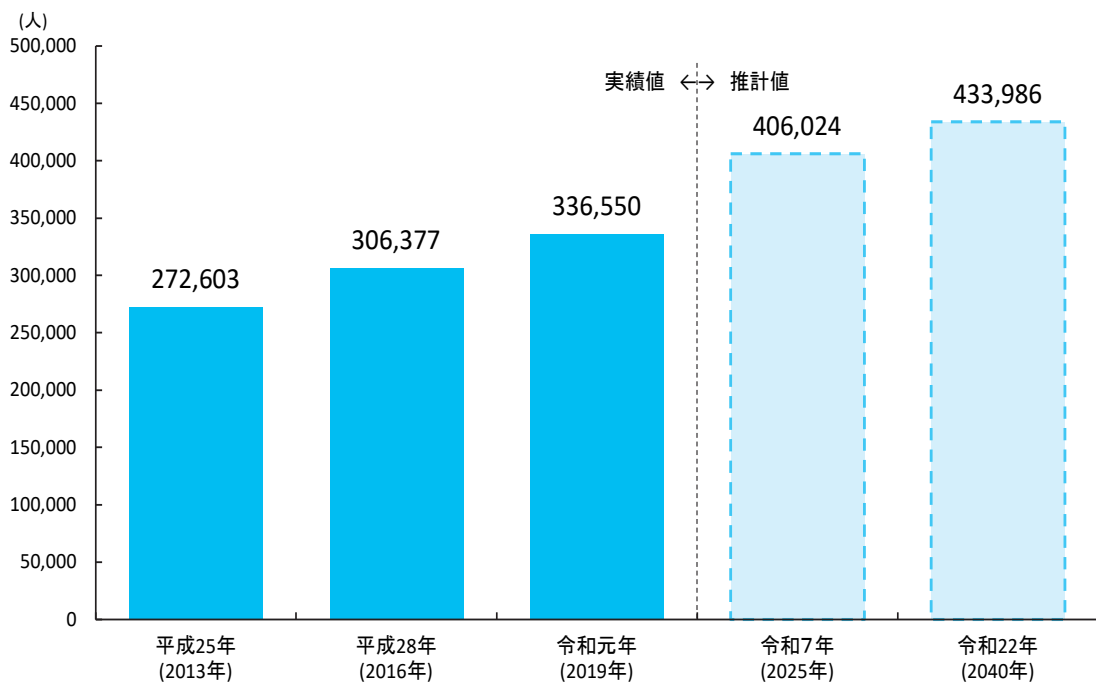
区分	原因	割合
第1位	認知症	17.6%
第2位	脳血管疾患（脳卒中）	16.1%
第3位	高齢による衰弱	12.8%

（出典）厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」（令和2年（2020年）7月）を基に作成

東京都調査によれば、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の認知症高齢者の数は、令和元年（2019年）に336,550人で、令和22年（2040年）には、433,986人になることが見込まれています。

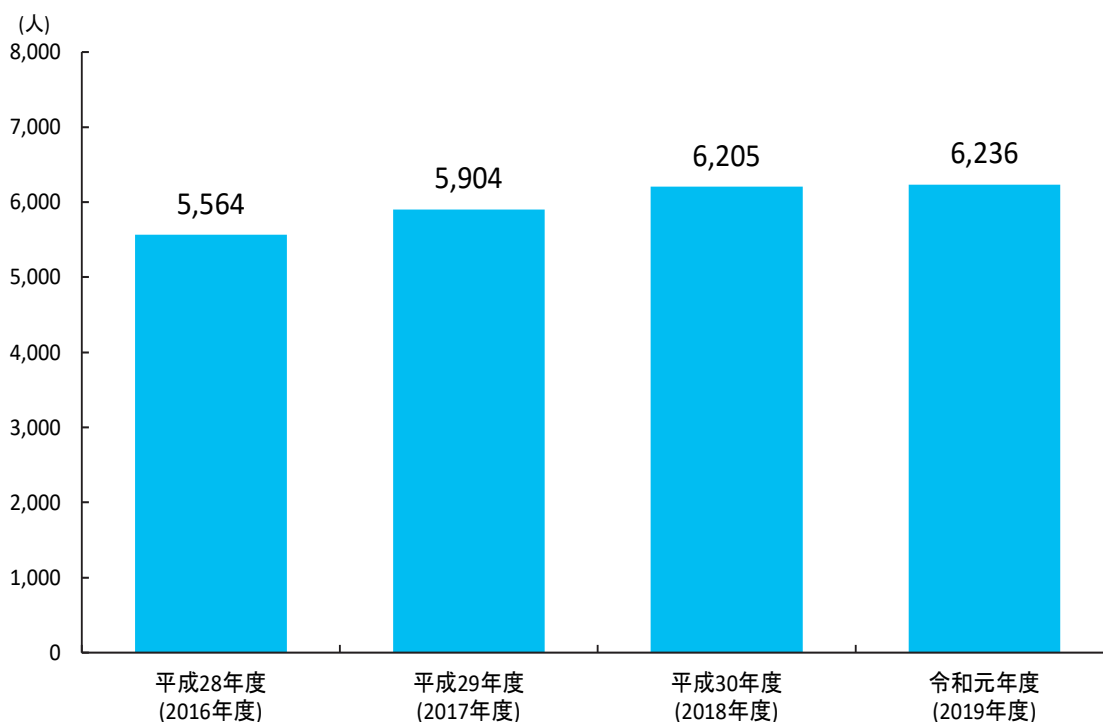
また、西東京市の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の認知症高齢者の数は、令和元年度（2019年度）に6,236人となっており、増加傾向にあります。

■東京都の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者の推移



（出典）【平成25年（2013年）】東京都「要介護者数・認知症高齢者数の分布調査」集計結果（平成26年（2014年）3月）、  
 【平成28年（2016年）】東京都「平成28年度認知症高齢者数等の分布調査報告書」（平成29年（2017年）3月）、  
 【令和元年（2019年）以降】東京都「令和元年度認知症高齢者数等の分布調査報告書」（令和2年（2020年）3月）を基に作成

■西東京市の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者の推移



注 各年度の要介護認定の情報を基に作成

COLUMN

認知症高齢者の日常生活自立度とは

「認知症高齢者の日常生活自立度」とは、認知症の高齢者にかかる介護の度合いを分類したものです。要介護認定の際に使用されます。

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

## (6) 介護保険事業

### ① 要介護認定者数

高齢化の進行に伴い、要介護認定者数も年々増加しており、令和元年（2019年）は10,253人で、第1号被保険者数に占める割合は21.0%となっています。

この要介護認定率は、東京都や東京都市部より高く、ここ数年は20%超えで推移しています。

#### ■要介護認定者数、第1号被保険者数、認定率の推移

（単位：人）

区分		平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	伸び率	
					平成29～30年度 (2017～2018年度)	平成30～令和元年度 (2018～2019年度)
西東京市	要介護認定者数 ①	9,589	9,982	10,253	4.1%	2.7%
	第1号被保険者数 ②	47,867	48,410	48,893	1.1%	1.0%
	要介護認定率 ①/②	20.0%	20.6%	21.0%	—	—
東京都市部	要介護認定者数 ①	180,187	187,183	193,332	3.9%	3.3%
	第1号被保険者数 ②	1,015,136	1,028,815	1,039,471	1.3%	1.0%
	要介護認定率 ①/②	17.8%	18.2%	18.6%	—	—
東京都	要介護認定者数 ①	575,197	591,203	605,079	2.8%	2.3%
	第1号被保険者数 ②	3,084,565	3,111,141	3,129,882	0.9%	0.6%
	要介護認定率 ①/②	18.6%	19.0%	19.3%	—	—

注 要介護認定者数は、第2号被保険者を除く。

（出典）東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告」（各年10月1日現在）を基に作成

### ② 要介護度別認定者数

令和元年度（2019年度）の要介護度別認定者数を見ると、第1号被保険者の認定者数10,253人のうち要介護1が最も多く2,732人となっています。また、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2を合わせた認定者は6,414人と、要介護認定者数の62.5%を占めています。

#### ■要介護度別認定者数の推移

（単位：人）

区分		平成29年度（2017年度）		平成30年度（2018年度）		令和元年度（2019年度）	
		第1号 被保険者	第2号 被保険者	第1号 被保険者	第2号 被保険者	第1号 被保険者	第2号 被保険者
認定者数	要支援 1	831 (8.7%)	5 (2.3%)	911 (9.1%)	17 (7.1%)	1,049 (10.2%)	12 (5.1%)
	要支援 2	650 (6.8%)	11 (5.0%)	735 (7.4%)	11 (4.6%)	749 (7.3%)	15 (6.4%)
	要介護 1	2,520 (26.3%)	48 (21.9%)	2,651 (26.6%)	49 (20.5%)	2,732 (26.6%)	50 (21.2%)
	要介護 2	1,887 (19.7%)	53 (24.2%)	1,884 (18.9%)	53 (22.2%)	1,884 (18.4%)	58 (24.6%)
	要介護 3	1,402 (14.6%)	38 (17.4%)	1,465 (14.7%)	32 (13.4%)	1,475 (14.4%)	36 (15.3%)
	要介護 4	1,241 (12.9%)	28 (12.8%)	1,279 (12.8%)	40 (16.7%)	1,335 (13.0%)	32 (13.6%)
	要介護 5	1,058 (11.0%)	36 (16.4%)	1,057 (10.6%)	37 (15.5%)	1,029 (10.0%)	33 (14.0%)
	計	9,589 (100.0%)	219 (100.0%)	9,982 (100.0%)	239 (100.0%)	10,253 (100.0%)	236 (100.0%)

注 表中の（ ）内は構成比を表示している。表示単位未満については四捨五入しているため、数値の合計が総数と一致しない場合がある。

（出典）東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告」（各年10月1日現在）を基に作成

### ③ サービス別利用量

第7期計画の介護保険サービスについて、利用者数の実績値を見ると、計画値を大きく上回っているサービスは、施設サービスでは介護老人福祉施設、在宅サービスでは訪問リハビリテーションや定期巡回・随時対応型訪問介護看護となっています。

■介護保険サービスの利用者数の実績値と計画値

区分		実績値			計画値			対計画比(実績値/計画値)		
		第7期			第7期			第7期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
施設サービス	小計 (人)	15,853	15,938	16,068	15,996	16,140	16,368	99.1%	98.7%	98.2%
	介護老人福祉施設 (人)	10,093	10,350	10,704	9,204	9,288	9,372	109.7%	<b>111.4%</b>	<b>114.2%</b>
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	介護老人保健施設 (人)	4,504	4,364	4,296	5,328	5,388	5,532	84.5%	81.0%	77.7%
	介護医療院 (人)	14	47	384	0	0	0	-	-	-
	介護療養型医療施設 (人)	1,242	1,177	684	1,464	1,464	1,464	84.8%	80.4%	46.7%
居住系サービス	小計 (人)	11,117	11,591	12,228	10,884	11,196	11,664	102.1%	103.5%	104.8%
	特定施設入居者生活介護 (人)	9,039	9,518	10,044	8,760	9,060	9,324	103.2%	105.1%	107.7%
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護 (人)	2,078	2,073	2,184	2,124	2,136	2,340	97.8%	97.1%	93.3%
在宅サービス	小計 (人)	225,856	233,981	229,212	231,588	244,248	256,500	97.5%	95.8%	89.4%
	訪問介護 (人)	27,191	27,329	26,052	27,312	26,856	27,324	99.6%	101.8%	95.3%
	訪問入浴介護 (人)	1,315	1,366	1,500	1,428	1,464	1,368	92.1%	93.3%	109.6%
	訪問看護 (人)	13,530	14,473	14,832	14,088	14,988	15,852	96.0%	96.6%	93.6%
	訪問リハビリテーション (人)	1,064	1,256	1,488	804	840	888	<b>132.3%</b>	<b>149.5%</b>	<b>167.6%</b>
	居宅療養管理指導 (人)	20,095	22,496	24,684	19,980	22,200	24,420	100.6%	101.3%	101.1%
	通所介護 (人)	24,167	24,317	20,808	27,756	30,888	34,020	87.1%	78.7%	61.2%
	地域密着型通所介護 (人)	13,060	12,941	11,148	13,176	13,392	13,068	99.1%	96.6%	85.3%
	通所リハビリテーション (人)	6,348	7,228	6,168	6,144	6,492	6,996	103.3%	<b>111.3%</b>	88.2%
	短期入所生活介護 (人)	4,743	4,737	3,936	4,620	4,716	4,788	102.7%	100.4%	82.2%
	短期入所療養介護(老健) (人)	635	569	360	624	648	612	101.8%	87.8%	58.8%
	短期入所療養介護(病院等) (人)	23	11	0	0	0	0	-	-	-
	福祉用具貸与 (人)	43,394	45,519	47,052	42,276	44,520	46,800	102.6%	102.2%	100.5%
	特定福祉用具販売 (人)	806	775	684	924	960	1,008	87.2%	80.7%	67.9%
	住宅改修 (人)	803	711	564	852	876	888	94.2%	81.2%	63.5%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	53	109	360	36	156	156	<b>147.2%</b>	69.9%	<b>230.8%</b>
	夜間対応型訪問介護 (人)	696	525	432	1,080	1,164	1,224	64.4%	45.1%	35.3%
	認知症対応型通所介護 (人)	1,562	1,556	1,308	1,740	1,728	1,728	89.8%	90.0%	75.7%
	小規模多機能型居宅介護 (人)	468	466	516	696	708	744	67.2%	65.8%	69.4%
	看護小規模多機能型居宅介護 (人)	0	10	36	0	0	312	-	-	11.5%
	介護予防支援・居宅介護支援 (人)	65,903	67,587	67,284	68,052	71,652	74,304	96.8%	94.3%	90.6%

注 対計画比欄は110%を超える場合は黒枠白抜き、90%を下回る場合はグレー枠に強調表示

(出典)【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、令和元年度(2019年度)は「介護保険事業状況報告」月報、令和2年度(2020年度)は地域包括ケア「見える化」システムの1月当たりの見込み量を基に12か月に換算して算出  
【計画値】第7期介護保険事業計画に係る計画値を基に作成

## 第2章 計画の考え方

### 1 西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向けて

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域とつながりながら、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に提供される体制をいいます。

西東京市では、第7期計画において「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市～みんなで支え合うまちづくり～」という基本理念を定め、地域共生社会と「健康」応援都市を実現するための「仕組み」、「プラットフォーム」として2つの取組を柱とした地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

1つ目の取組は、「市民を主役とした地域づくり・仲間づくり」です。「健康」応援都市の実現に不可欠である「健康寿命の延伸」を目標として「フレイル予防・介護予防」をキーワードに市民力を生かし、地域づくり・仲間づくりを展開しています。

2つ目の取組は医療・介護職等の専門職のチーム力を生かした「多職種協働による地域ケアの基盤整備」であり、地域包括ケアシステム推進協議会やその部会等で様々な角度から基盤整備に関する検討を行い、実施してきました。

第8期計画においては、この「市民を主役とした地域づくり・仲間づくり」と「多職種協働による地域ケアの基盤整備」の取組を更に推進し、「健康」応援都市や地域共生社会の実現に向けたプラットフォームを目指すとともに、地域でのつながり方や日頃のお付き合い、専門的な支援などの様々な支えの中で、市民の力と専門職のチーム力を生かした**西東京市版地域包括ケアシステムの構築**を推進します。

また、西東京市版地域共生社会とは、平成31年（2019年）3月に策定された第4期地域福祉計画において、「市に住み・活動するすべての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会」としています。

この中で、「行政をはじめ各専門機関では、あらゆる分野、あらゆる機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制をつくり、地域の活動を支えていく」ことが明確に示されたことを踏まえ、その実現に向けて引き続き地域包括ケアシステムの体制を発展的に継続させ、高齢、障害、児童、生活困窮などの分野を越えた包括的な支援の在り方や仕組みづくりを検討していきます。



地域づくり

健康寿命の延伸

地域共生社会の実現

「健康」応援都市の実現

## 西東京市版 地域包括ケアシステム

西東京市版

### 地域包括ケアシステムの構築

#### 専門職のチーム力

多職種協働による  
地域ケアの基盤整備

#### 地域包括ケアシステム推進協議会

- ・市民との協働啓発
- ・連携の仕組みづくり
- ・在宅療養相談支援
- ・受け皿づくり
- ・病院の後方支援
- ・認知症支援

#### 市民の力

市民を主役とした  
地域づくり・仲間づくり

たくさんの  
市民活動団体の  
取組

一人ひとりが  
地域とつながる  
フレイル予防・介護予防  
など



#### つながり方からの支え

趣味仲間  
役割・生きがい  
ご近所付き合い

仕事  
家族

#### 日頃のお付き合いからの支え

地域サロン  
家事の手伝い  
友達・ご近所さん  
地域の集まり

ボランティア  
自治会  
民生委員

#### 専門の機関や団体からの支え

市役所  
社会福祉協議会  
警察・消防  
郵便局  
学校  
保育園・幼稚園  
各種団体

地域包括支援センター  
ケアマネジャー  
介護サービス事業所  
民間企業  
地域の商店街  
病院  
診療所・歯科・薬局

## 2 第8期計画で取り組む6つの視点

西東京市の高齢者を取り巻く現状や計画策定のために実施したアンケート調査や地域包括支援センターヒアリング、グループインタビュー等の結果から以下の6つの視点に着目し、第7期計画の取組等を踏まえながら第8期計画の体系を整理しました。

第8期計画では、新型コロナウイルス感染症への十分な対策を講じつつ、西東京市版地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。

### 1 生きがい活動とフレイル予防の推進

生きがいを持って充実した高齢期を過ごしていくために、高齢者自らが自身の健康やフレイルの状況を把握して、自主的・継続的に健康づくりや介護予防・フレイル予防に取り組むことができる環境をより充実させる必要があります。

### 2 生活支援体制の充実

心身の状況に応じて、いつまでも住み慣れた地域で生活し続けていくためには、必要なサービスを利用できる環境を充実させるとともに、地域とのつながりを持ち、支え合いながら暮らしていける体制が求められています。

### 3 認知症施策の推進

認知症は、誰もがなり得る身近なものであるということを皆が理解し、認知症の方やその介護者を支える地域づくりが必要です。また、認知症になっても希望を持った生活が続けられるよう、本人の意思を尊重し、社会参加できるよう取組を進めることが必要です。

### 4 在宅療養体制の充実

自宅や住み慣れた地域で最後まで生活したいと考える高齢者は多く、医療や介護などの必要なサービスを利用しながら、在宅で療養している人とその介護者が安心して過ごすことが可能な在宅療養体制の充実が求められています。

### 5 安心して暮らせる環境づくり

災害や犯罪、感染症対策など高齢者の安心・安全な生活を脅かす要因は、多く存在しており、こうした状況から高齢者を守るための仕組みづくりが必要です。また、住環境や交通環境などの整備も地域での暮らしにとって肝要です。

### 6 介護保険サービス等の充実

必要な時に必要なサービスを受けることができるように、サービスの質の向上、介護人材の確保・介護現場の革新への支援に取り組むことが必要です。また、安定した介護保険制度の運営のため、保険者機能の強化などを行う必要があります。

### 3 計画の全体像

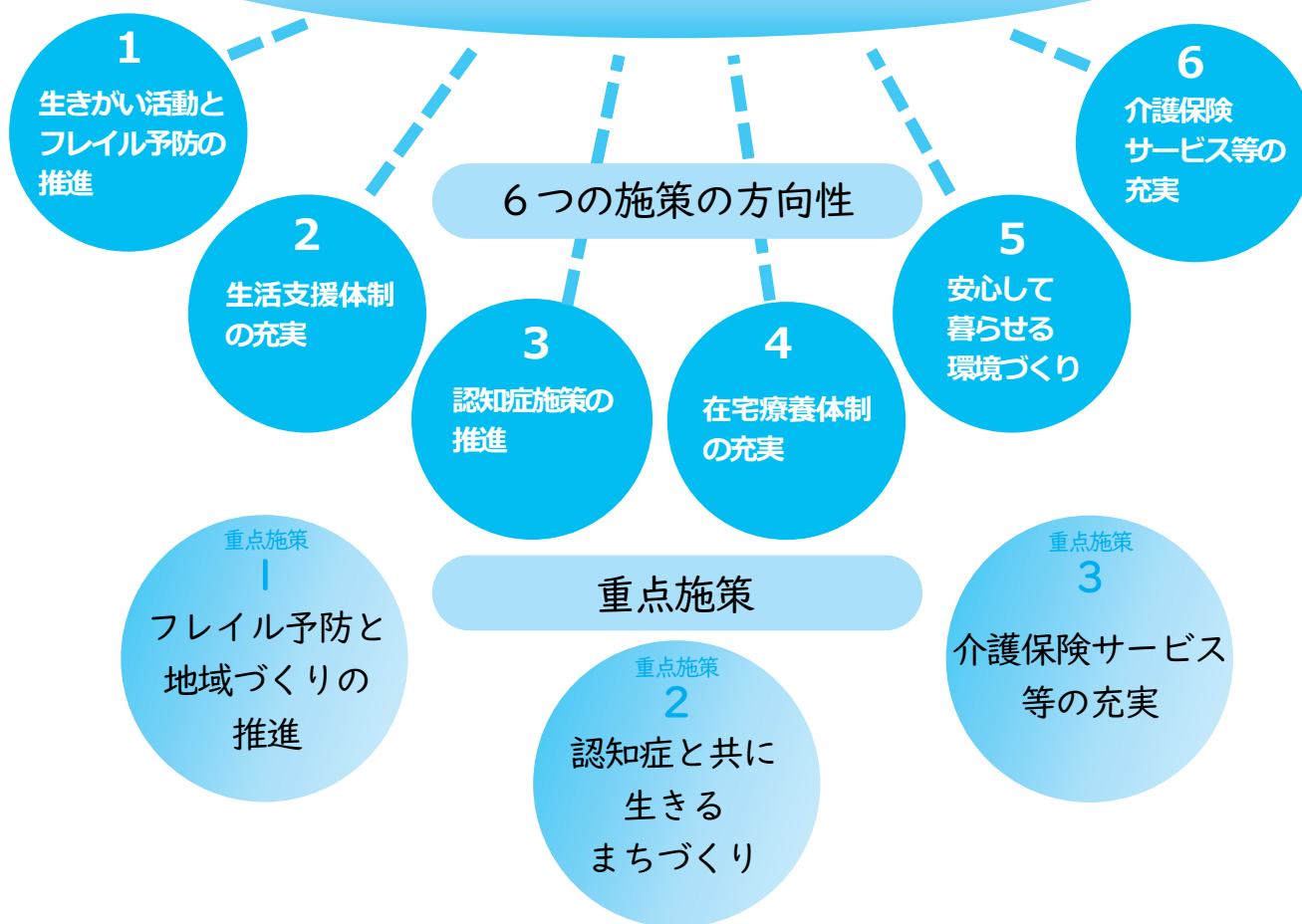
第8期計画の全体像は、以下のとおりです。

#### 基本理念

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市  
～みんなで支え合うまちづくり～

#### 基本目標

- 1 地域とつながり、楽しく暮らし、共に生きる
- 2 支援が必要となっても、なじみの環境の中で自分らしく暮らす



## 4 基本理念

### いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市 ～みんなで支え合うまちづくり～

西東京市の人口は、令和7年(2025年)に202,976人、令和22年(2040年)には200,191人になると推計されます。高齢者人口は、令和7年(2025年)の52,296人(総人口の25.8%)から、令和22年(2040年)の65,398人(総人口の32.7%)と高齢化が進みます。特に、90歳以上の人口が急増する一方、生産年齢人口は減少していくことが見込まれます。高齢者世帯数の内訳を見ると、今後、高齢者単独世帯の増加が著しく、また、高齢化の進行とともに、介護が必要な人、認知症の方の増加が見込まれています。

高齢者一人ひとりが、それまでに培ってきた多様な人々とのつながりの中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域住民、NPO、民間事業者、行政などの多様な主体が連携し、また、高齢者自身も自ら地域の一員となって互いに支え合うことのできる地域づくりを発展的に継続していくことが重要となっています。

西東京市では、第2次総合計画において、「健康」応援都市の実現を掲げ、いつまでも健康で元気に暮らすことを施策とし、住み慣れた地域で生涯を通じて健康で心身ともに自立した生活を送ることができるよう、地域に住む人々が相互につながる仕組みを充実させるとしています。

また、第4期地域福祉計画において、西東京市版地域共生社会の実現のために、世代や分野を越えた考え方でのつながりづくり、仕組みづくりが必要であり、高齢者・障害者・子どもなど各分野の計画で共通して「地域づくり」に取り組んでいくこととしています。

第7期計画では、7つの基本方針のもと、基本理念の実現のため、介護予防・フレイル予防の取組や在宅療養の体制整備、認知症の方への支援に重点を置き取り組んできました。

第8期計画においては、第7期計画に引き続き「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市～みんなで支え合うまちづくり～」を基本理念として定めます。

## 5 基本目標

### 1 地域とつながり、楽しく暮らし、共に生きる

### 2 支援が必要となっても、なじみの環境の中で自分らしく暮らす

高齢者になっても「いつまでもいきいきと」暮らすためには、高齢者自身が健康であり、毎日元気に、自分らしく楽しく暮らすことが重要です。そのためには高齢者自身が、自分の健康状態に関心を持ち、できるだけ長く良好な健康状態を維持できるよう健康づくりに取り組むこと、趣味や生きがいとなる活動などがあり、親しい人と交流しながら毎日楽しく暮らすことができている状態が望ましいことといえます。

また、「安心して」暮らすためには、災害などの非常時の体制が整っていること、振り込め詐欺や悪質なセールスなどの犯罪に巻き込まれないようにすることなどが重要となります。

西東京市では、こうした健康づくりや生きがい活動、地域の中での人とのつながりづくり、防災防犯の体制整備など、様々な場面で高齢者が「地域とつながり、楽しく暮らし、共に生きる」ための施策を展開していきます。

また、介護や医療などの「支援が必要となっても、なじみの環境の中で自分らしく暮らす」ことができるよう、多種多様な介護等のサービスの中から自分に合ったサービスを利用し、高齢者自身やその家族が望む形で暮らしていくことができるよう支援することもまた重要となります。

西東京市では、基本理念のもとに2つの基本目標を掲げ、様々な高齢者やその家族の思いに応えられる仕組みづくりを行っていきます。

## COLUMN

### なじみの環境とは

なじみの環境とは、長く住んでいる地域で培ってきた人間関係…家族や友人、近所の人、よく買い物をする商店など、知っている人たちとの「なじみの関係」がある環境のことをいいます。日常生活の中にはたくさんの「なじみの関係」があります。趣味を一緒に楽しむ仲間、友人と一緒に集う近所の喫茶店、図書館や公民館など、地域で生活している多種多様な人とのつながりが含まれています。

こうした「なじみの関係」がある環境を、たとえ心身の状況が変わり、生活の場所が変わっても、途切れることなく続き、その人が最期まで自分らしく生活できる居心地のよい環境となるようにすることが大切です。

地域包括ケアシステムが目指しているのは、「なじみの環境」をできるだけ大切にし、人生の最終段階まで「自分らしい生活」を楽しむことができるようにすることです。

## 6 施策の方向性

西東京市では、基本理念、基本目標、6つの施策の方向性に沿った取組を展開します。施策の展開に当たっては、市が目指す地域共生社会や「健康」応援都市を念頭に置き、あらゆる分野、あらゆる機関と連携を取りながら、その実現に向けた地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に留意し、国の推進する「新しい生活様式」に則った取組を検討していきます。

### 1 生きがい活動と フレイル予防の 推進

高齢者になっても心身ともに健康な期間である健康寿命を延伸できるよう、介護予防・フレイル予防に取り組めます。

コロナ禍により人との交流や対外活動が制限される状況が続いており、市民誰もがフレイルを自分事として捉える意識の醸成などフレイル予防の取組を進めます。また、高齢者個人それぞれの個性や特性を生かした生きがい活動等を支援するとともに、就労や地域の活動の担い手としても活躍する高齢者の地域参加を促進します。

市民が日頃から健康づくりに取り組む自主活動の支援や地域づくり・仲間づくりの支援、その環境整備に取り組んでいきます。

### 2 生活支援体制 の充実

必要な情報が必要な人に適切に伝わる仕組みを充実させるとともに、関係機関と連携した包括的な相談支援体制により、複雑・複合化した相談に対しても柔軟に対応します。

また、ちょっとした助け合い、支え合いがある地域づくりを進め、地域住民や民間企業等とも協力・連携しながら様々な取組を検討していきます。そして、必要に応じて利用できる高齢者福祉サービスを提供するとともに、高齢者の尊厳と主体性を尊重する暮らしを支援するため、権利擁護や高齢者虐待防止など生活を総合的に支援する体制を充実します。

### 3 認知症施策の 推進

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症に対する正しい知識や理解を広げる取組や認知症の方やその家族の視点に立った支援を充実します。

また、「共生」と「予防」の視点から認知症の方が地域で暮らし続けることができるよう施策を推進します。

### 4 在宅療養体制の 充実

市民に対し、在宅療養や終末期医療、住み慣れた居場所での看取り等についての理解促進に取り組みます。

多職種協働による地域ケアの基盤整備に向けて、在宅療養連携支援センター「にしのお」をはじめ、市民や多職種が連携した在宅療養体制の整備を図り、在宅での最期を希望する人が安心して在宅療養生活を送れる体制を充実します。

### 5 安心して 暮らせる 環境づくり

生活の基盤となる住まいについて、その人に合った多様な住まい方が選択できるよう支援するとともに、全ての人にとって安全・快適に暮らせるまちづくりを進めます。

防災や防犯、新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対策など、いざというときの仕組みづくりを進め、高齢者が安心して暮らせる環境を整備します。

## 6 介護保険 サービス等の 充実

必要な時に必要なサービスを受けることができるように、介護保険サービスの質の向上、介護人材の確保・介護現場の革新への支援などに取り組みます。

また、保険者として適正なサービス提供の確保と適正化などを通じて、より安定した介護保険制度の運営に努めます。

### COLUMN

#### このマークを知っていますか？ ～西東京市のオリジナルです！～

西東京市では、市民や関係する機関の皆様にご事業のことを知っていただきたい、覚えていただきたいという思いから、オリジナルのマークを作っています。見つけた際には、是非そのマークの意味を思い出してください。

##### フレイル予防「指輪っか」マーク

主にフレイル予防事業で用いられているマークです。

市と連携してフレイル予防を進めている東京大学高齢社会総合研究機構が研究の成果として発案した計測法である「指輪っか」テストをモチーフにしています。

「指輪っか」テストとは、右のイラストのように指で輪っかを作り、輪っかがふくらはぎの一番太い部分を通るかどうかがチェックするものです。輪っかが通る場合（輪っかよりふくらはぎが細い場合）は、フレイルの可能性が低いです。



##### 在宅療養連携支援センター「にしのわ」マーク

地域の多職種の連携をサポートするための専門職向けの窓口である在宅療養連携支援センター「にしのわ」で使用しているマークです。

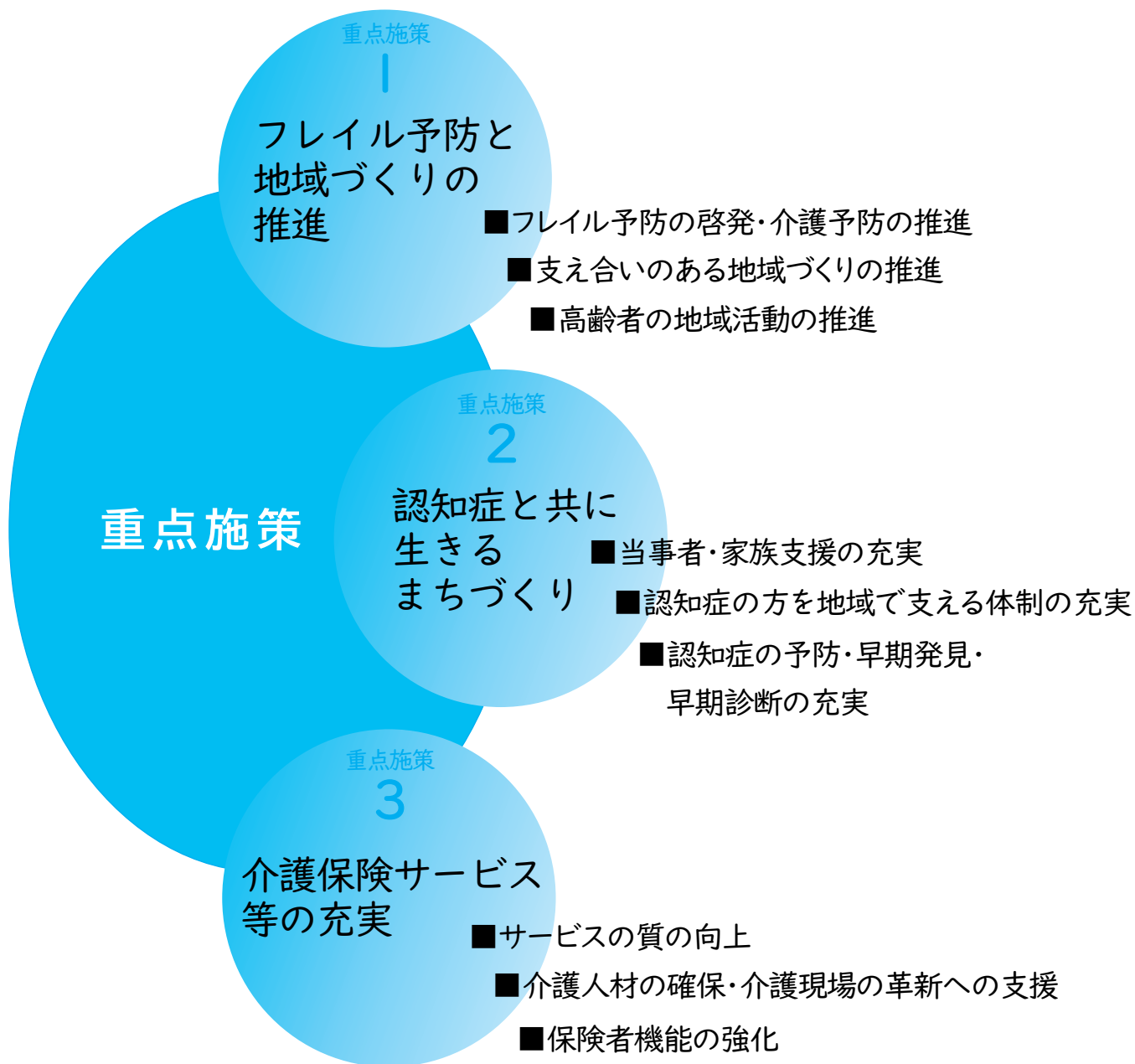
中心に家（HOME）を置き、周囲を円が囲むデザインで、円の周囲には、「にしのわ」を表す「CONNECT CENTER」、「医療」を表す「MEDICAL」、「介護」を表す「CARE」の文字を入れ、医療と介護の連携を「にしのわ」が支援する様子をイメージしています。





## 7 重点施策

西東京市の高齢者福祉施策の推進に向けて、第8期計画期間の3年間で特に重点的に取り組む施策として、「フレイル予防と地域づくりの推進」、「認知症と共に生きるまちづくり」、「介護保険サービス等の充実」の3点を掲げます。



# フレイル予防と地域づくりの推進

自分らしい人生を楽しむためには、健康でいきいきと暮らせる時間を延ばしていけるよう一人ひとりが取り組むことが必要です。また、支援が必要な状態になっても、公的サービスなどを活用しながら、地域や人とつながることによって、なじみの環境の中で安心して暮らせる体制づくりに取り組みます。

また、地域で高齢者がいきいきと生きがいを持って活動するための場や、就労やボランティア等の役割を持った活動ができるよう支援します。

## ■フレイル予防の啓発・介護予防の推進

フレイル予防・健康づくりの必要性を高齢者自身が認識し、自ら運動や栄養などの心身の健康づくり・介護予防に主体的に取り組むための環境づくりを進めるとともに、地域・人とのつながりの重要性を啓発し、取組を継続するための仕組みづくりを進めていきます。

## ■支え合いのある地域づくりの推進

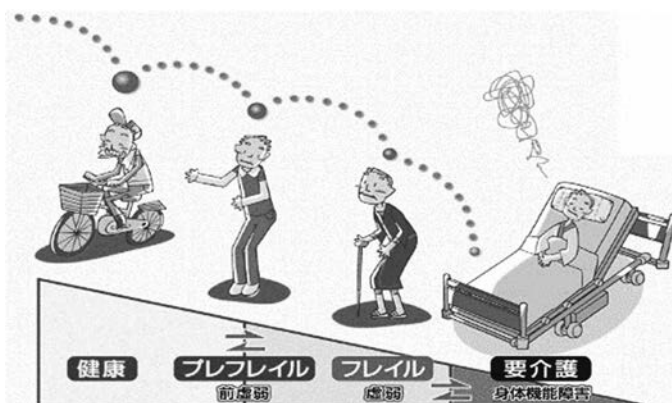
住み慣れた地域でできるだけ長く暮らしていけるよう、フォーマル・インフォーマルなサービスだけではない、支え合いのある地域づくりを進めていきます。

誰でも通える集いの場や助け合い活動など地域の中での住民主体の活動の支援を行うとともに、高齢者を含めた地域住民の地域参加への支援を行います。

## ■高齢者の地域活動の推進

一人ひとりが自らの趣味や嗜好に合わせた運動や文化活動等の生きがいを持った活動を行い、また、それだけにとどまらず、自らのこれまでの人生で培った豊富な知識や技術を生かし、就労やボランティア活動等、地域の中で役割を持って活動に取り組んでもらうことが、活力に満ちた地域の実現につながるため、高齢者の社会参加を進めるための取組を充実します。

フレイルとは、健康と要介護の中間で筋力や活力が衰えた状態を指します



(出典)フレイル予防ハンドブック(東京大学高齢社会総合研究機構教授 飯島勝矢氏 監修)

## 重点的に取り組む施策と取組目標

施策体系・施策等	1-1-1 フレイル予防の自分事化の啓発			
施策の内容	自らフレイル予防に取り組めるよう、自分事化を促すフレイルチェックなどの開催回数を増やすとともに、運営するフレイルサポーターを更に養成します。 また、地域包括支援センターとともに、団地や自治会など地域に密着した場での開催にも取り組みます。			
指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フレイルという言葉も内容も知っている一般高齢者の割合(高齢者一般調査)	30.8% (令和元年度)	—	40%	—

施策体系・施策等	1-2-7 住民同士の支え合い活動の充実			
施策の内容	高齢者が地域におけるボランティア活動に参加することにより介護予防を推進する「介護支援ボランティアポイント制度」の充実、住民主体のボランティアがちょっとした生活支援を行う「住民主体の訪問型サービス」への補助による活動の活性化等を通じて、住民同士が支え合う地域づくりを行います。			
指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援ボランティアポイント登録者数	560人	580人	600人	620人

施策体系・施策等	1-2-8 高齢者の通いの場の充実			
施策の内容	「街中いきいきなサロン」や「地域の縁側プロジェクト」等高齢者の通いの場の充実を図ります。併せて高齢者が参加しやすいよう、「街中いきいきなサロン」や「地域の縁側プロジェクト」、「いきいきミニデイ」に登録している団体のみでなく、高齢者の通いの場の情報を広く収集し、整理して発信していきます。			
指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民主体の通いの場の箇所数	65箇所	68箇所	71箇所	74箇所
通いの場の情報発信	検討	実施		

※令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために実施を取りやめた事業や規模を縮小して実施した事業があります。

## 認知症と共に生きるまちづくり

市ではこれまで、認知症の早期発見・診断・対応を行うことができるよう、認知症支援コーディネーターの配置や、認知症初期集中支援チーム事業を実施してきました。また、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、認知症サポーターの養成や認知症カフェの活動を支援しています。

令和7年(2025年)には高齢者の5人に1人が認知症になるとの推計がある中で、認知症になっても、住み慣れた地域で生活できるよう「共生」と「予防」の施策を進めていきます。

### ■当事者・家族支援の充実

認知症の方を含めた高齢者や家族をはじめとした認知症の方の介護をする人への支援を充実し、安心して生活できる環境づくりを進めます。

生活上の困難が生じた場合でも、周囲の家族や地域住民の理解のもと、当事者が希望をもって住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、社会参加ができるような体制を充実します。

また、認知症の方やその家族の不安や負担の声を身近に相談できる場を更に充実します。

### ■認知症の方を地域で支える体制の充実

認知症は誰もがなり得るものであり、認知症について正しく理解し、温かく見守り、認知症と共に生きる地域づくりを進めます。認知症サポーターの養成や「チームオレンジ」の仕組みの構築を進めるなど、認知症の方とその家族が地域で安心して暮らせる体制を充実します。

### ■認知症の予防・早期発見・早期診断の充実

認知症になるのを遅らせたり、認知症になっても進行を緩やかにしたりするための取組や認知症の可能性のある方を早期に発見し、早期に適切な支援につなぐことができるような体制を整え、認知症と診断された後も自分らしく生活できるような体制を充実します。

## ■重点的に取り組む施策と取組目標

施策体系・施策等	<b>3-1-3 認知症の普及・啓発</b>			
施策の内容	認知症の方を支える取組を整理し、疾患の進行に合わせてどのような医療・介護サービスを受けることができるのか等を明示した認知症ケアパスを作成し、広く認知症の普及・啓発を推進するため配布を行います。			
指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症ケアパスの配布	3,000部	3,000部	3,000部	3,000部

施策体系・施策等	<b>3-2-1 認知症サポーターの育成支援</b>			
施策の内容	地域の方が認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守ることができるよう、認知症サポーターの養成を行います。 また、認知症サポーター・ボランティアの登録を促進し、活動支援を図るとともに、認知症サポーター同士、認知症サポーターと認知症の方及びその家族を結び付け、早期発見・支援につなげるチームオレンジ（地域の認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みのこと）の取組を進めます。			
指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーターの新規登録者数	580人	1,500人	1,500人	1,500人
認知症サポーター・ボランティアの新規登録者数	5人	30人	30人	30人

施策体系・施策等	<b>3-2-4 早期診断・早期対応のための体制整備</b>			
施策の内容	早期に認知症の診断が行われるよう認知症検診推進事業を実施します。 また、認知症の疑いのある方に対して、速やかに適切な医療・介護サービスに結び付け、支援を集中的に行い、住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、多職種で構成された認知症初期集中支援チーム事業を実施し、地域の支援体制を充実します。			
指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム事業対象件数	7件	15件	17件	19件
認知症検診推進事業の実施	普及啓発	普及啓発・検診		

※令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために実施を取りやめた事業や規模を縮小して実施した事業があります。

## 介護保険サービス等の充実

要介護状態になっても住み慣れた地域で必要な介護サービスを利用しながら生活できる環境が求められています。

必要な時に必要なサービスを受けることができるように、介護保険サービスの質の向上、介護人材の確保・介護現場の革新への支援などに取り組みます。また、保険者として適正なサービス提供の確保と適正化などを通じて、より安定した介護保険制度の運営に努めます。

### ■サービスの質の向上

自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントをはじめとした介護サービスの質の向上のため、ケアマネジメントの環境整備、介護保険連絡協議会や主任ケアマネジャー研究協議会等を中心とした介護サービスの質の向上を図る取組を充実します。

### ■介護人材の確保・介護現場の革新への支援

継続的に質の高いサービスが地域で提供されるために、介護人材の確保・育成に向けた研修や講習会などを実施するとともに、ICTの活用促進、処遇改善に向けた取組を支援します。

### ■保険者機能の強化

介護保険のマネジメントの強化のため、介護給付の適正化に取り組み、より安定した介護保険制度を運営できるよう取り組みます。

## 重点的に取り組む施策と取組目標

施策体系・ 施策等	<b>6-1-1 ケアマネジメントの環境の整備</b>
施策の 内容	ケアマネジメントの質の向上、関係機関との連携体制の構築及びケアマネジャー同士のネットワークの構築などを目的として、地域包括支援センター、主任ケアマネジャー、行政の三者が協働で現場の課題を共有・検討し、支援計画を策定します。この計画に基づき、技術的支援やケアマネジャーなどを対象とした研修会の企画と開催支援につなげます。

施策体系・ 施策等	<b>6-2-2 介護人材確保の支援策の検討</b>
施策の 内容	中長期的な介護人材の確保に向けて、介護職の面接会、外国人人材の活用、市民の資格取得支援も含めた人材の量的確保策について検討するとともに、情報共有を図ります。

施策体系・ 施策等	<b>6-2-3 介護人材の育成・質の向上</b>				
施策の 内容	介護保険連絡協議会等により、ケアマネジャーの質の向上、ホームヘルパーの養成・質の向上を図ります。				
	指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	介護職員初任者研修受講料助成対象者数	6人	10人	10人	10人
	居宅介護支援事業者分科会	新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、分科会による情報提供や講演会は実施していない	11回	11回	11回
	訪問介護事業者分科会		6回	6回	6回
	通所介護・通所リハビリ事業者分科会		2回	2回	2回
	福祉用具貸与・販売・住宅改修事業者分科会		3回	3回	3回
	施設合同分科会		2回	2回	2回
	認知症対応型共同生活介護事業者分科会		4回	4回	4回
	訪問看護・訪問入浴介護事業者分科会		11回	1回	1回

施策体系・ 施策等	<b>6-2-4 ICTの活用による介護事業所の負担軽減等の支援</b>
施策の 内容	次世代介護機器の技術や介護業務の負担軽減に資するICTの活用を促進し、文書負担軽減、高齢者の生活の質の向上につながる取組を支援します。

施策体系・ 施策等	<b>6-4-1 介護給付適正化の取組の推進</b>
施策の 内容	持続可能な介護保険となるよう運営体制の安定化を図り、介護保険全体のマネジメントを行うため、第5期介護給付適正化計画に基づき、介護給付適正化の取組を推進します。

※令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために実施を取りやめた事業や規模を縮小して実施した事業があります。